

第三期登米市
子ども・子育て支援事業計画（案）
～安心・子育て・住み続けたいまち・とめ～

令和7年度～令和11年度

宮城県 登米市
令和7年 月

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制等	3

第2章 登米市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態	4
2 教育・保育等の状況	14
3 地域子ども・子育て支援事業等の状況	16
4 課題の整理	20

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	23
2 基本方針	24
3 施策の体系	26
4 教育・保育提供区域の設定	28

第4章 基本方針に向けた取組

1 子どもの成長に合わせた教育・保育環境の整備	29
2 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	32
3 支援を必要とする子ども・家庭への支援	41
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組	50
5 子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現	52

第5章 計画の推進

1 推進体制	53
2 計画の進捗状況の点検及び評価	53

《参考資料》

● 用語解説	56
● 登米市子ども・子育て条例	59
● 登米市子ども・子育て会議条例	63
● 登米市子ども・子育て会議委員名簿	65
● 登米市子ども・子育て支援本部設置要綱	66

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。安心して子どもを産み育てることができる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもの健やかな成長は、社会の最大の資源となる「人づくり」の基礎となります。そのため、子どもの育ちと子育てを支援することは未来への投資であり、親の経済状況や幼少期の環境によって格差が生じないよう、子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の教育・保育の充実と向上を図り、すべての子どもが等しく確実に成長できる社会を実現するための取組が必要です。

国においては、急速な出生率の低下による少子高齢化の進行、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、子どものいじめや自死の増加など、子どもを取り巻く諸問題を背景に、令和5年4月にこども家庭庁が発足しました。発足と同時に施行された「こども基本法」は、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、次代を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法とされており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

さらに、令和5年12月には「こども基本法」に基づく「こども大綱」や「子ども・子育て支援法」に基づく「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や取組が示され、子どもや子育て世帯を中心とし、子どもたちの意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や、格差のない良好な成長環境の整備等を社会全体で推進していくことが求められています。

登米市においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「登米市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期登米市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定し、教育・保育について必要な見込量を定め、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう推進し、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう取り組んできました。

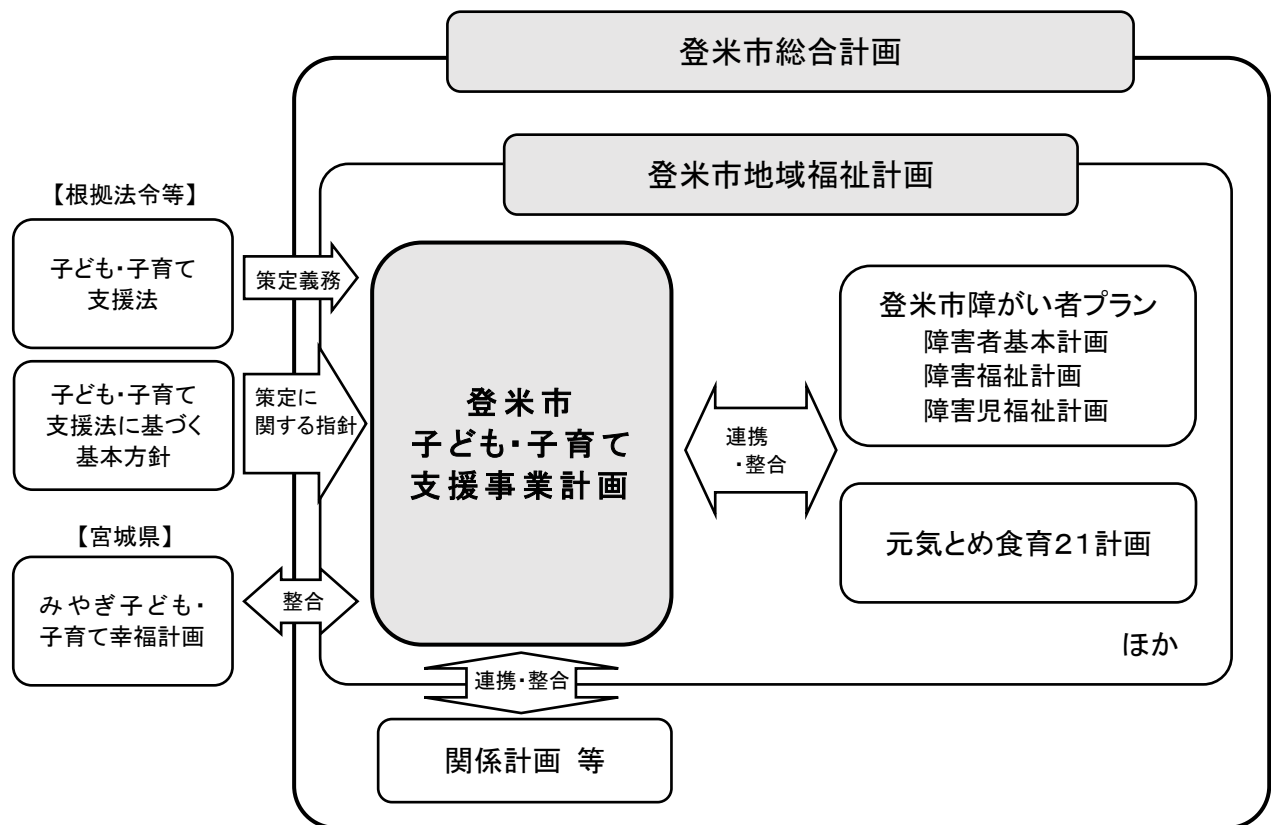
また、令和4年9月には「登米市子ども・子育て条例」を制定し、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者それぞれの責務及び役割を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することで、すべての子どもが安心して健やかに成長することができるよう市全体が一丸となって子ども・子育て支援に取り組んでいます。

今回、第二期計画が令和6年度をもって計画期間が終了することから、引き続き、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第三期登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、第61条に基づいた市町村子ども・子育て支援事業計画であり、国が定める基本指針に則して策定するもので、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「登米市次世代育成支援行動計画」を包含しています。

また、本市のまちづくりの総合的な計画である「登米市総合計画」を上位計画とし、「登米市地域福祉計画」の個別計画として策定するとともに、その他関連計画との連携・整合を図ります。



※登米市総合計画では、平成29年9月に国連で採択され、世界が合意した「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標を取り入れています。本計画において主に取り組むゴールは、次のゴールとなります。



目標3：
すべての人に
健康と福祉を



目標4：
質の高い教育を
みんなに



目標5：
ジェンダー平等を
実現しよう



目標11：
住み続けられる
まちづくりを



目標16：
平和と公正を
すべての人に

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



4 計画策定の体制等

(1) 子育てに関するニーズ調査の実施

本計画の基礎資料とするため、「第三期登米市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や、今後の利用希望などの把握を行いました。

(2) 「登米市子ども・子育て会議」による審議

本計画の策定に当たっては、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「登米市子ども・子育て会議」において、第二期計画の評価・検証及び本計画に対する意見をいただきました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の作成に当たって、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間に、市ホームページ、各総合支所、各公民館・ふれあいセンターにおいて計画案が閲覧できるように公表し、市民意見の募集を行いました。

第2章 登米市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態

(1) 人口の状況

国勢調査結果から本市の人口動向をみると、令和2年の総人口は76,037人となっており、平成12年の93,769人から約17,700人減少しています。一方、令和2年の世帯数は平成12年から768世帯増加し、25,697世帯となっておりますが、1世帯当たり人数が減少していることから、単身世帯や核家族世帯が増加しているものと考えられます。

年齢3区分人口でみると、年少人口は、平成12年の14,023人（総人口に占める割合15.0%）から、令和2年には8,332人（同11.0%）まで減少しています。一方、老年人口は、平成12年の23,648人（同25.2%）から、令和2年には26,956人（同35.5%）へと増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。【表2-1】

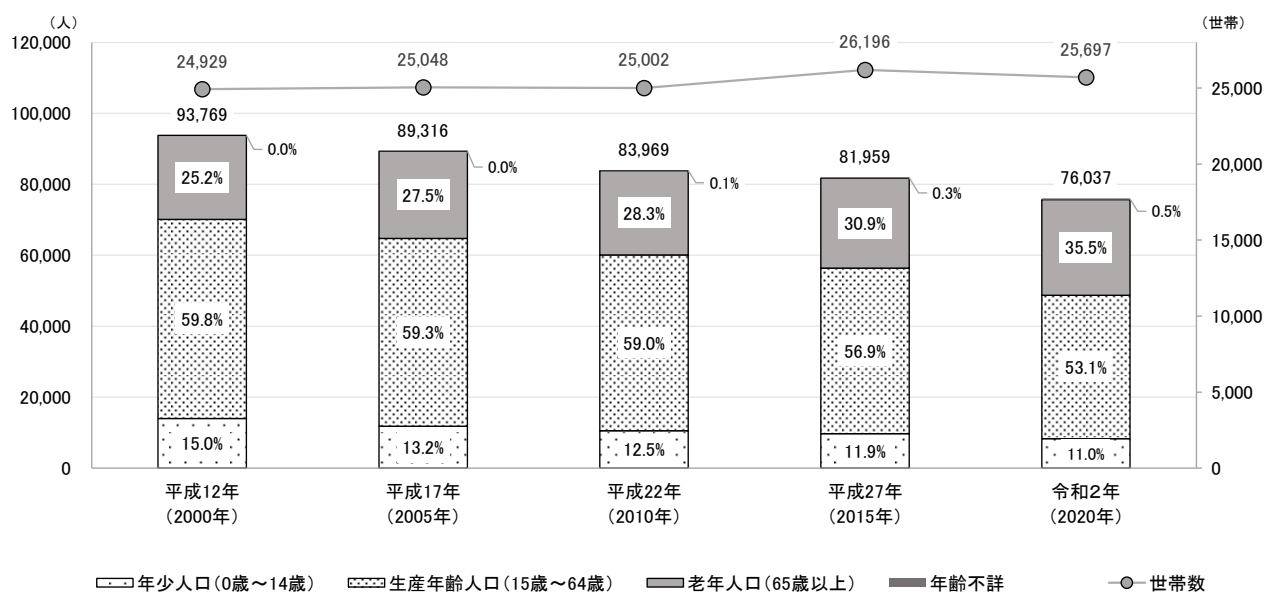
表2-1 年齢3区分人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	93,769	89,316	83,969	81,959	76,037
年少人口(0～14歳)	14,023	11,797	10,530	9,726	8,332
生産年齢人口(15～64歳)	56,098	52,937	49,569	49,668	40,399
老年人口(65歳以上)	23,648	24,579	23,762	25,315	26,956
年齢不詳	0	3	108	250	350
世帯数	24,929	25,048	25,002	26,196	25,697
1世帯当たり人数	3.76	3.57	3.36	3.13	2.96

資料：国勢調査

図2-1 年齢3区分人口と世帯数の推移



(2) 住民基本台帳人口による現況と推計

本市の総人口を住民基本台帳ベースでみると、令和6年4月1日現在の人口は72,754人で、令和2年の77,959人から4年間で5,205人減少しています。本市の人口は今後も減少傾向が続くと見込まれ、令和11年には65,957人になるものと予測されます。

年齢3区分人口でみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少し、老年人口はほぼ横ばいで推移するものと予測されます。【表2-2】

表2-2 住民基本台帳人口による総人口の推移と推計

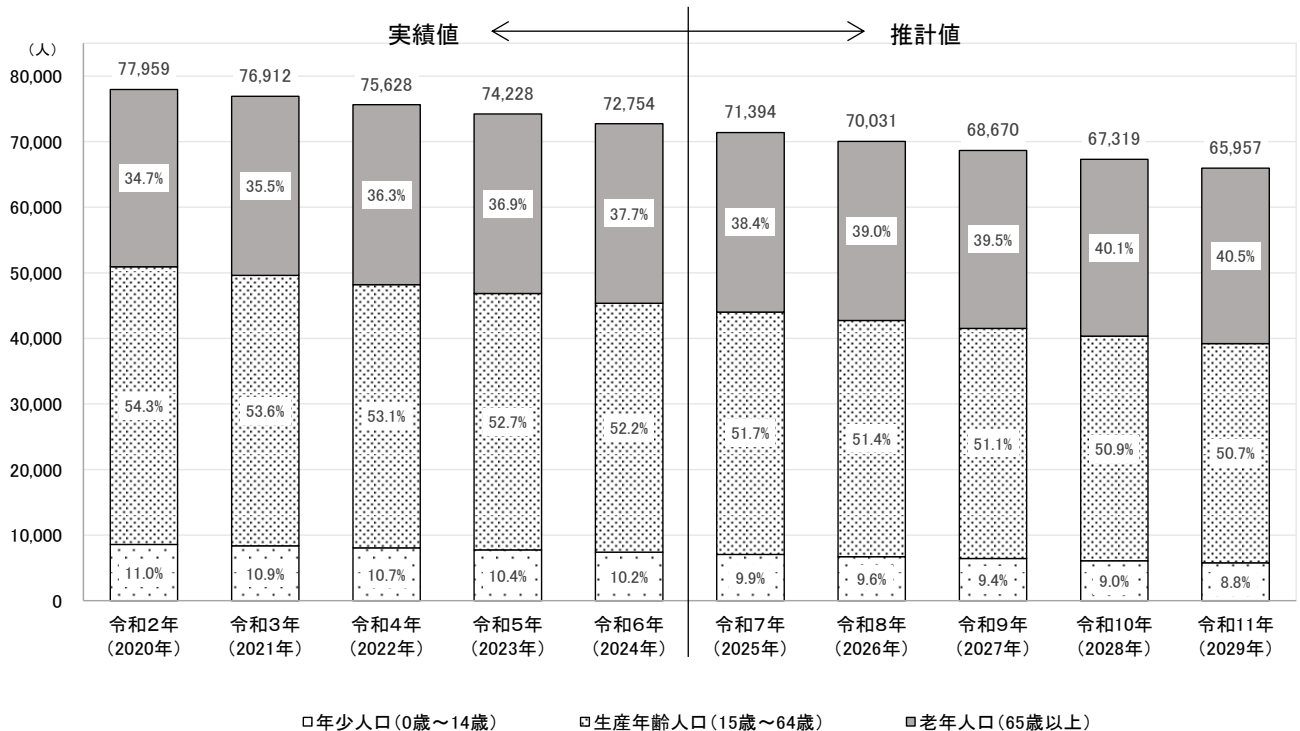
(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
総人口	77,959	76,912	75,628	74,228	72,754	71,394	70,031	68,670	67,319	65,957
年少人口 (0～14歳)	8,573	8,373	8,074	7,748	7,401	7,077	6,722	6,432	6,090	5,800
生産年齢人口 (15～64歳)	42,366	41,234	40,125	39,107	37,948	36,926	36,026	35,089	34,243	33,415
老年人口 (65歳以上)	27,020	27,305	27,429	27,373	27,405	27,391	27,283	27,149	26,986	26,742

資料：住民基本台帳（各年4月1日（3月31日）令和6年までは実績値）

推計値は、コーホート変化率法を採用しています。

図2-2 住民基本台帳人口による総人口の推移と推計



(3) 児童の人口の状況

令和6年4月1日現在の0～17歳の人口は9,344人、6歳ごとの年齢で見ると、0～5歳の就学前児童は2,289人、6～11歳の小学生は3,269人、12～17歳の中学・高校生は3,786人となっており、中学・高校生と比較すると、小学生、さらに就学前児童の人口が少ない状況となっています。これは近年の出生数の減少が影響しているものと考えられます。

また、令和11年の児童数は7,504人を見込んでおり、令和6年との比較では、0～5歳の就学前児童で562人、6～11歳の小学生で772人、12～17歳の中学・高校生で506人と、それぞれ減少していくことが予測されます。【表2-3】

令和2年国勢調査における世帯の状況をみると、一般世帯での核家族世帯数の割合は48.0%、6歳未満親族のいる世帯の同割合は52.0%となっており、核家族世帯の割合が高い状況となっています。【表2-4】

表2-3 住民基本台帳人口による児童人口の推移と推計

(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
総児童数	10,736	10,435	10,078	9,697	9,344	8,978	8,604	8,247	7,888	7,504
0～5歳	2,933	2,812	2,655	2,488	2,289	2,159	2,035	1,885	1,789	1,727
6～11歳	3,662	3,589	3,490	3,346	3,269	3,093	2,957	2,830	2,669	2,497
12～17歳	4,141	4,034	3,933	3,863	3,786	3,726	3,612	3,532	3,430	3,280

資料：住民基本台帳（各年4月1日（3月31日）令和6年までは実績値）

推計値は、コーホート変化率法を採用しています。

図2-3 住民基本台帳人口による児童人口の推移と推計

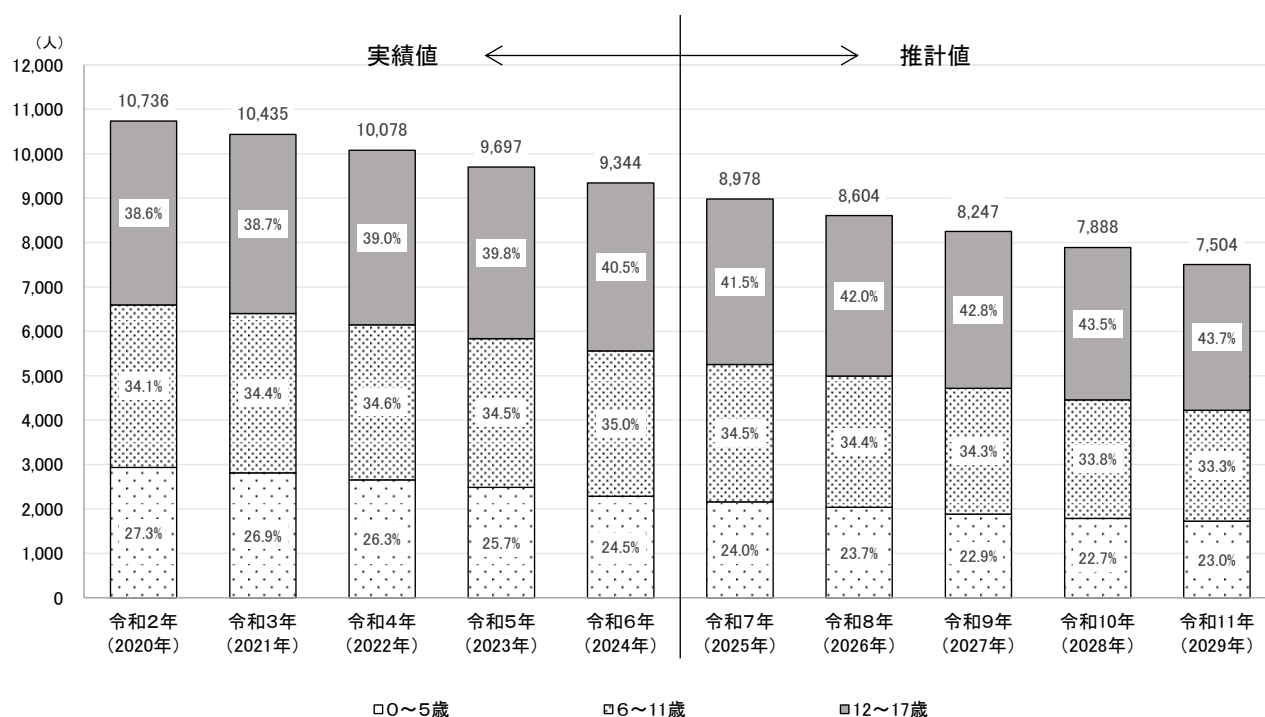


表 2-4 一般世帯の状況

(単位：世帯、人)

	一般世帯 ※施設等の世帯を除くもの					
	総 数		18歳未満の 親族がいる世帯		6歳未満の 親族がいる世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総 数	25,612	74,236	5,805	28,203	2,132	10,867
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
核家族世帯	12,294	33,791	2,828	10,607	1,108	4,310
	(48.0%)	(45.5%)	(48.7%)	(37.6%)	(52.0%)	(39.7%)
その他の親族世帯	7,178	33,926	2,951	17,467	1,020	6,534
	(28.0%)	(45.7%)	(50.8%)	(61.9%)	(47.8%)	(60.1%)
非親族世帯	158	453	26	129	4	23
	(0.6%)	(0.6%)	(0.4%)	(0.5%)	(0.2%)	(0.2%)
単独世帯	5,938	5,938	—	—	—	—
	(23.2%)	(8.0%)	—	—	—	—
不 詳	44	128	—	—	—	—
	(0.2%)	(0.2%)	—	—	—	—

資料：令和2年国勢調査（施設等の世帯を除く。）

表 2-5 母子世帯・父子世帯の状況

(単位：世帯、人)

	一般世帯 ※施設等の世帯を除くもの			
	総 数		6歳未満の 親族がいる世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総 数	25,612	74,236	2,132	10,867
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
母子世帯	340	889	59	176
	(1.3%)	(1.2%)	(2.8%)	(1.6%)
父子世帯	39	103	2	4
	(0.2%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)

資料：令和2年国勢調査（施設等の世帯を除く。）

(4) 合計特殊出生率及び出産の状況

本市の合計特殊出生率は、令和4年時点で1.23と、宮城県の水準を上回っていますが、一般的に人口を維持するための合計特殊出生率は2.07以上といわれており、この水準と比べると低くなっています。【表2-6】

出生数については、平成30年が443人だったのに対し令和4年は350人となっており、4年間で93人減少しています。【表2-7】

表2-6 合計特殊出生率

(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
登 米 市	1.34	1.30	1.29	1.29	1.23
宮 城 県	1.30	1.23	1.20	1.15	1.09
全 国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：人口動態統計、住民基本台帳（各年9月末現在）

全国及び宮城県の合計特殊出生率の算出に用いる女子人口数については、国勢調査年次は国勢調査の確定数。他の年次は10月1日現在の推計人口（国勢調査結果に基づく推計値）を用いています。

本市では、年齢別の推計人口を算出していないため、女子人口数には住民基本台帳の人口を用いています。（国勢調査年次においても同じ。）そのため、国の算出方法に倣っていても、女子人口数の違いから、算出結果に差異が生じることがあります。

表2-7 出産、死産の推移

(単位：人)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
出 生 数	443	423	390	386	350
乳 児 死 亡 数	—	1	1	1	1
新 生 児 死 亡 数	—	—	—	1	—
死 産	8	13	9	7	10
周 産 期 死 亡	1	1	2	2	1

資料：人口動態統計

(5) 婚姻・離婚

婚姻件数は、令和4年は180件で、平成30年の245件から65件減少しています。

離婚件数は、令和2年に前年より増加したものの、その後は減少傾向にあり、令和4年は81件となっています。【表2-8】

また、有配偶者率について、平成27年と令和2年を比較すると、男性・女性ともに50歳代までの各年代において減少していることから、未婚者の増加がうかがえます。

【図2-4】

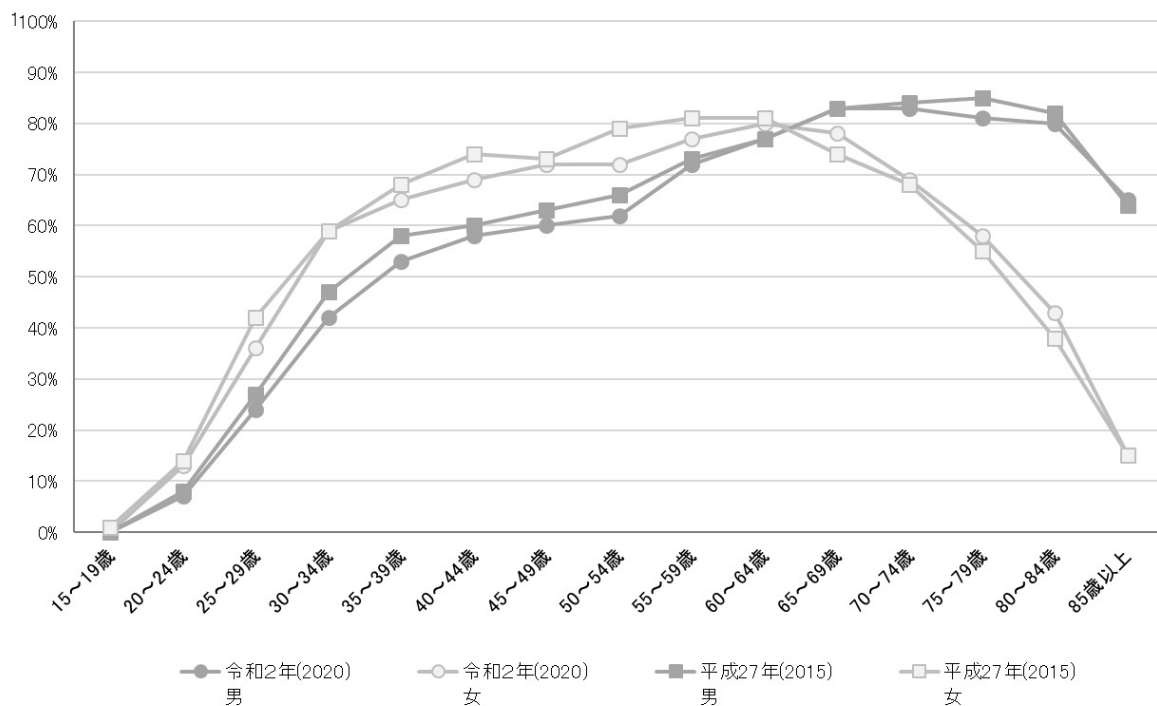
表2-8 婚姻・離婚の推移

(単位：件)

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
婚姻件数	245	246	227	183	180
離婚件数	114	104	120	83	81

資料：宮城県保健福祉部保健福祉総務課「人口動態総覧」

図2-4 年齢別有配偶者率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
R2男	0%	7%	24%	42%	53%	58%	60%	62%	72%	77%	83%	83%	81%	80%	65%
R2女	0%	13%	36%	59%	65%	69%	72%	72%	77%	80%	78%	69%	58%	43%	15%
H27男	0%	8%	27%	47%	58%	60%	63%	66%	73%	77%	83%	84%	85%	82%	64%
H27女	1%	14%	42%	59%	68%	74%	73%	79%	81%	81%	74%	68%	55%	38%	15%

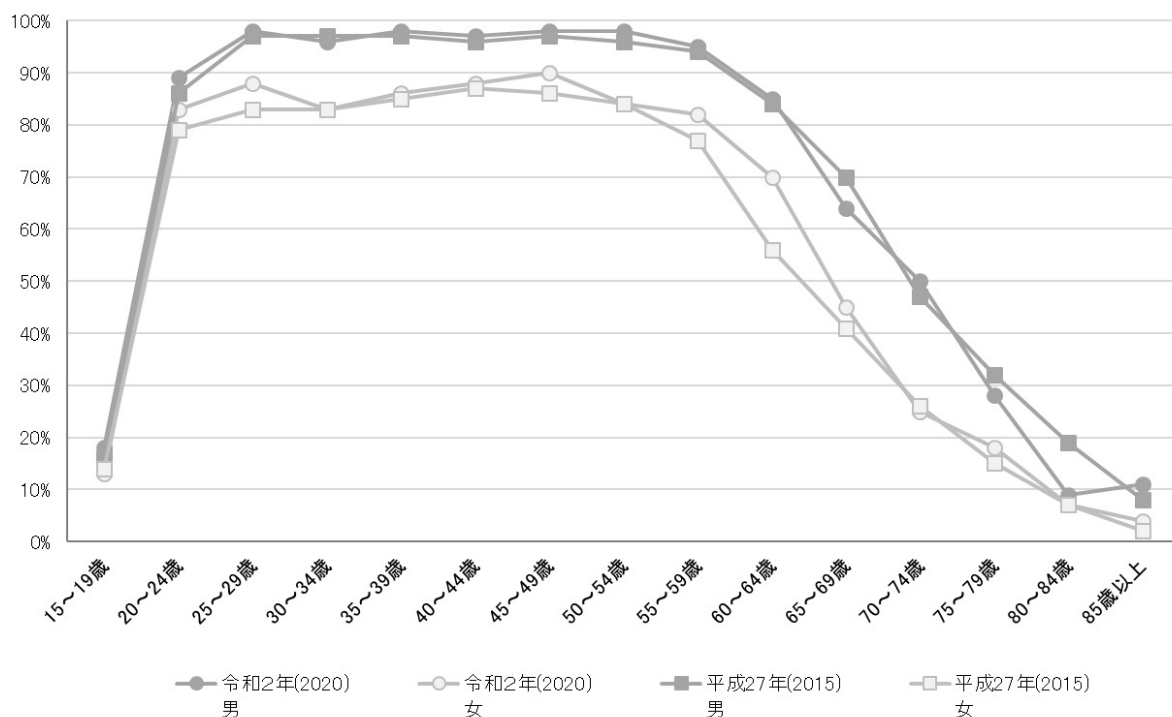
資料：平成27年、令和2年国勢調査

(6) 労働力率

女性の社会進出が進み、20～50 歳代までの労働力率は 80%を超えている状況にあり、特に、20 歳代については、令和 2 年において平成 27 年から 4～5 ポイント上昇しています。

【図 2-5】

図 2-5 年齢別労働力率



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
R2男	18%	89%	98%	96%	98%	97%	98%	98%	95%	85%	64%	50%	28%	9%	11%
R2女	13%	83%	88%	83%	86%	88%	90%	84%	82%	70%	45%	25%	18%	7%	4%
H27男	16%	86%	97%	97%	97%	96%	97%	96%	94%	84%	70%	47%	32%	19%	8%
H27女	14%	79%	83%	83%	85%	87%	86%	84%	77%	56%	41%	26%	15%	7%	2%

資料：平成 27 年、令和 2 年国勢調査

(7) 就業人口

令和2年の国勢調査結果によると、本市の総就業人口は38,892人となっており、そのうち第1次産業就業人口が4,962人（総就業人口に占める割合12.8%）、第2次産業就業人口が11,025人（同28.3%）、第3次産業就業人口が21,111人（同54.3%）となっています。【表2-9】

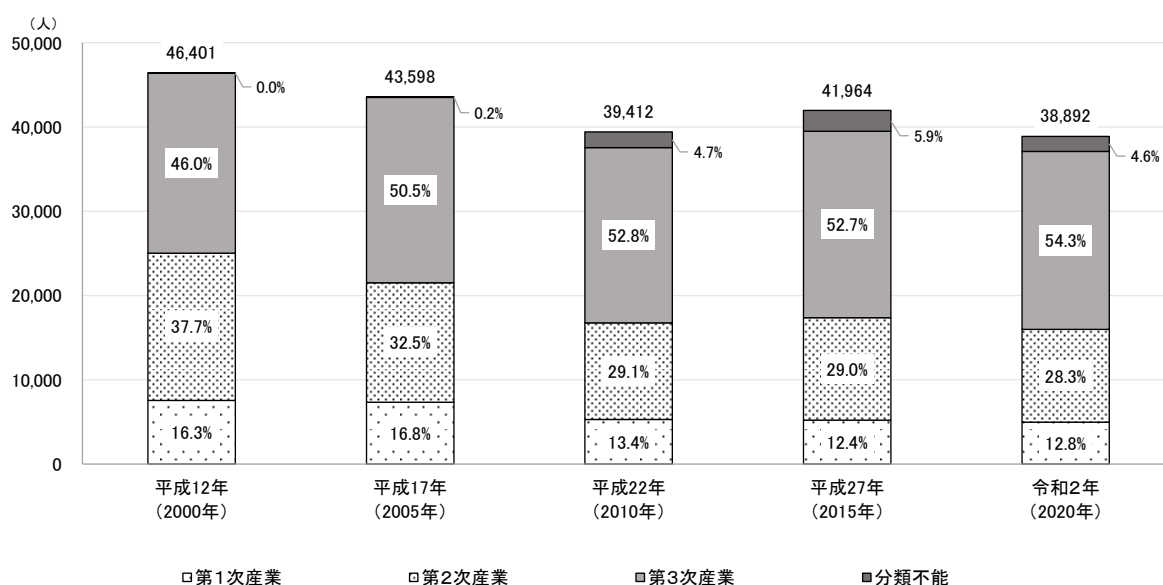
表2-9 産業別就業人口

(単位：人)

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
就 業 人 口	46,401 (100.0%)	43,598 (100.0%)	39,412 (100.0%)	41,964 (100.0%)	38,892 (100.0%)
第1次産業	7,561 (16.3%)	7,335 (16.8%)	5,277 (13.4%)	5,212 (12.4%)	4,962 (12.8%)
第2次産業	17,475 (37.7%)	14,178 (32.5%)	11,472 (29.1%)	12,158 (29.0%)	11,025 (28.3%)
第3次産業	21,353 (46.0%)	22,001 (50.5%)	20,797 (52.8%)	22,128 (52.7%)	21,111 (54.3%)
分 類 不 能	12 (0.0%)	84 (0.2%)	1,866 (4.7%)	2,466 (5.9%)	1,794 (4.6%)
15歳以上人口	79,746	77,516	73,331	71,983	67,705
就 業 率	58.2%	56.2%	53.7%	58.3%	57.4%

資料：国勢調査

図2-6 産業別就業人口



(8) 通勤・通学

令和2年の国勢調査結果からみる常住地（夜間人口）による通勤・通学先は、市内が全体では7割以上、女性においては約8割となっています。【表2-10】

表2-10 通勤・通学先の状況

(単位：人)

	男		女		計	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
通勤（従業）通学人口	25,753	100.0%	21,117	100.0%	46,870	100.0%
登米市	18,812	73.0%	16,970	80.4%	35,782	76.3%
仙台市	1,586	6.2%	720	3.4%	2,306	4.9%
石巻市	1,055	4.1%	694	3.3%	1,749	3.7%
栗原市	1,283	5.0%	1,086	5.1%	2,369	5.1%
大崎市	879	3.4%	418	2.0%	1,297	2.8%
その他の県内の市町村	939	3.6%	447	2.1%	1,386	3.0%
県外・国外	451	1.8%	183	0.9%	634	1.4%
不詳	748	2.9%	599	2.8%	1,347	2.9%

資料：令和2年国勢調査

図2-7 通勤・通学先の状況

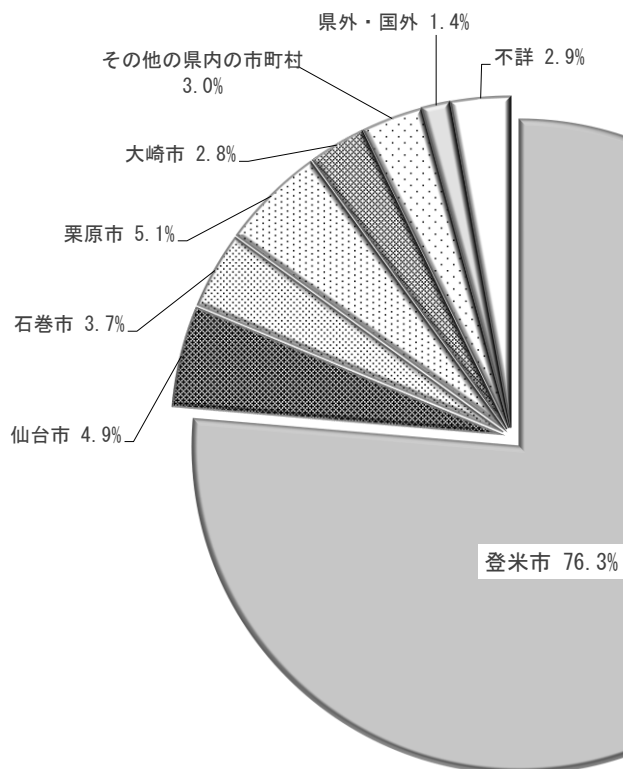


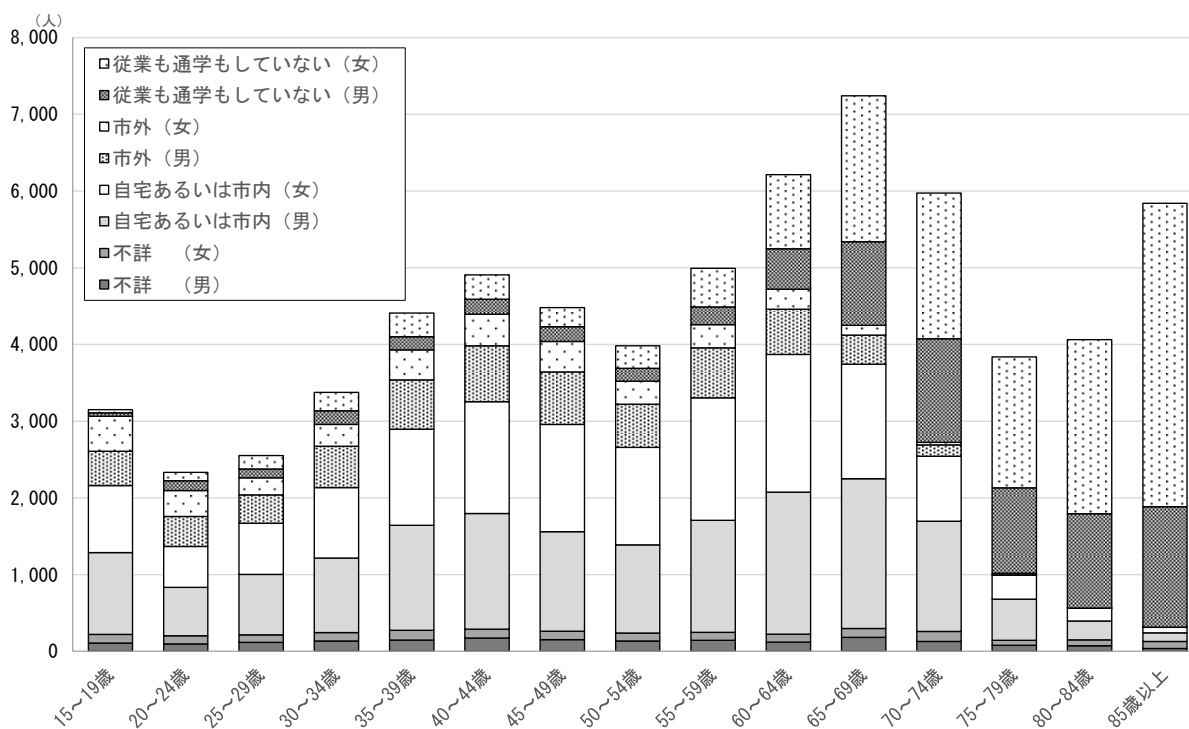
表 2-11 通勤・通学の状況（男女別）

（単位：人）

	自宅あるいは市内		市 外		従業も通学もしていない		不詳		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	16,383	14,641	6,164	3,527	8,306	14,941	1,824	1,569	32,677	34,678
15～19歳	1,066	874	447	456	47	41	108	112	1,668	1,483
20～24歳	632	531	391	338	127	112	95	108	1,245	1,089
25～29歳	790	665	371	221	115	177	116	98	1,392	1,161
30～34歳	973	917	541	284	177	239	135	108	1,826	1,548
35～39歳	1,370	1,252	642	391	172	310	147	126	2,331	2,079
40～44歳	1,508	1,457	731	411	196	317	172	116	2,607	2,301
45～49歳	1,297	1,399	683	397	193	248	152	111	2,325	2,155
50～54歳	1,151	1,268	564	300	169	293	136	102	2,020	1,963
55～59歳	1,461	1,595	651	303	230	504	142	106	2,484	2,508
60～64歳	1,851	1,795	591	260	529	965	121	102	3,092	3,122
65～69歳	1,953	1,493	379	125	1,090	1,904	182	116	3,604	3,638
70～74歳	1,436	846	150	33	1,348	1,901	130	130	3,064	2,910
75～79歳	536	311	20	6	1,113	1,707	77	67	1,746	2,091
80～84歳	246	166	2	1	1,229	2,269	73	77	1,550	2,513
85歳以上	113	72	1	1	1,571	3,954	38	90	1,723	4,117

資料：令和2年国勢調査

図 2-8 通勤・通学の状況（男女別）



2 教育・保育等の状況

これまで、幼稚園・保育所の再編を推進してきたことにより、施設数は減少し、認定こども園が順次開設され、令和6年4月現在では40施設となっています。【表2-12】

認可外保育施設を含む保育所・認定こども園（2号、3号認定）等の入所児童数は、減少傾向にあり、幼稚園・認定こども園（1号認定）の入所児童は、令和6年度には令和元年度の約半数にまで減少しています。【表2-13】 【表2-14】

待機児童数については、保育の受け皿の整備などにより、令和3年度以降0人となっています。【表2-15】

表2-12 教育・保育施設等の施設数

(単位：施設)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
公立保育所	5	5	3	3	3	3
私立保育所	11	10	10	10	10	8
小規模事業所・事業所内保育所	12	12	13	13	12	12
認定こども園	6	7	10	10	10	12
公立幼稚園	10	9	7	5	5	5
計	44	43	43	41	40	40

各年4月1日現在

表2-13 保育所・認定こども園（2・3号認定）等の入所児童数

(単位：人)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
公立保育所	410	408	232	230	207	190
私立保育所	759	697	595	583	568	432
小規模事業所・事業所内保育所	196	184	157	163	162	131
認定こども園 (2・3号)	539	551	811	829	819	875
小計	1,904	1,840	1,795	1,805	1,756	1,628
認可外(企業主導型含む)	21	26	18	14	20	25
合計	1,925	1,866	1,813	1,819	1,776	1,653

各年4月1日現在

表 2-14 幼稚園・認定こども園（1号認定）の状況

(単位：施設、人)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
総 数	園児数	538	504	436	355	313	288
	施設数	17	17	18	16	16	17
公 立 幼 稚 園	園児数	373	331	165	127	109	87
	施設数	10	9	7	5	5	5
私立幼稚園数	園児数	22	20	17	9	9	—
	施設数	1	1	1	1	1	—
認定こども園 (1号)	園児数	143	153	254	219	195	201
	施設数	6	7	10	10	10	12

各年5月1日現在

表 2-15 保育所・認定こども園（2・3号認定）等の待機児童数（国定義）

(単位：人)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
待 機 児 童 数	2	2	0	0	0	0
うち0～2歳児数	2	1	0	0	0	0

各年4月1日現在

表 2-16 公立小・中学校の状況

(単位：人、校)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小 学 校	児童数	3,760	3,651	3,577	3,465	3,324	3,241
	学校数	22	22	22	22	21	21
中 学 校	生徒数	1,987	1,928	1,924	1,895	1,865	1,794
	学校数	10	10	10	10	10	10

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 地域子ども・子育て支援事業等の状況

教育・保育施設及び地域型保育事業の提供体制における量の見込み（実績）では、幼稚園利用の1号認定と保育利用の2号及び3号認定ともに、少子化の影響などにより減少傾向にあるものの、延長保育事業については、フルタイム就労率の増加などにより、ほぼ横ばいの状況となっています。待機児童においては、認定こども園の整備により定員が増加したことや、定員の弾力化による受入枠を拡大したことにより、令和3年度以降は発生していません。【表2-17】 【表2-18】 【表2-22】

また、地域子育て支援拠点事業における利用者数の推移をみると、令和元年度には延べ24,960人が利用していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛などの影響で、令和3年度の延べ利用人数は10,371人と大きく減少しました。しかし、令和5年5月に5類感染症へ移行したことなどにより、利用者は増加傾向にあります。【表2-23】

放課後児童クラブの利用者数については、核家族化や共働き世帯の増加を背景に利用者が増加しています。令和元年度の利用者数は1,207人でしたが、令和5年度では129人増加し、1,336人となっています。【表2-24】

表2-17 教育・保育施設の提供体制（1・2号認定）

（単位：人）

	令和元年度 (2019)			令和2年度 (2020)			令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)			令和5年度 (2023)		
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳		
	1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり		1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり		1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり		1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり		1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり	
		学校教育の利用	左記以外		学校教育の利用	左記以外		学校教育の利用	左記以外		学校教育の利用	左記以外		学校教育の利用	左記以外
① 量の見込み（実績）	344	1,235		254	1,289		199	1,292		141	1,261		122	1,202	
		194	1,041		250	1,039		237	1,055		214	1,047		191	1,011
② 確保方策															
特定教育・保育施設	538	1,035		504	1,022		436	1,050		355	1,045		313	1,008	
確認を受けない幼稚園等	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
認可外保育施設	0	1		0	4		0	5		0	2		0	3	
②-①	194	▲199		250	▲263		237	▲237		214	▲214		191	▲191	

【備考】

① 量の見込み（実績）は、必要利用定員総数。

② 確保方策の特定教育・保育施設は、確認を受け給付対象となる施設（認定子ども園・幼稚園・保育所）。確認を受けない幼稚園等は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等。認可外保育施設は、市が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設及び企業主導型保育施設。

表 2-18 教育・保育施設及び地域型保育事業の提供体制（3号認定）

(単位：人)

		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり	
		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
① 量の見込み（実績） （必要利用定員総数）		156	728	127	700	119	639	105	667	106	659
② 確保 方策	特定教育・保育施設	105	554	100	541	100	511	100	513	100	516
	特定地域型保育事業	34	135	24	137	19	124	19	147	19	132
	認可外保育施設等	5	15	9	13	3	10	3	9	6	11
②－①		▲12	▲24	6	▲9	3	6	17	2	19	0

表 2-19 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

(単位：人、施設)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業量	保育の必要性なし	86	5	5	0	1
	保育の必要性あり	194	250	237	214	191
確保方策	預かり保育事業 （在園児対象）	17	17	18	18	18

表 2-20 保育所等における一時預かり

(単位：人、施設)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業量		51	45	35	31	35
確保方策 （保育所等）		5	3	2	2	2

表 2-21 ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業量 （延べ人数）		69/年	87/年	232/年	80/年	124/年
確保方策 （各種研修会、広告掲載、 ホームページの充実等）		5回 協力会員 (72)	4回 協力会員 (73)	4回 協力会員 (80)	6回 協力会員 (81)	6回 協力会員 (86)

第2章 登米市の子ども・子育てを取り巻く環境

表 2-22 延長保育事業

(単位：人、施設)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
登 録 者 数	517	480	474	475	477
実 施 施 設 数 (保育所・幼稚園・認定子ども園)	17	20	20	21	19

表 2-23 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

(単位：人、施設)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事 業 量 (延 べ 人 数)	24,960	13,372	10,371	14,198	15,679
確 保 方 策 (子育て支援センター)	11	11	11	12	12

表 2-24 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(単位：人)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
① 事業量	低 学 年	858	902	913	933	903
	高 学 年	349	383	391	433	433
② 確 保 方 策 (児童館・児童クラブ室等)		1,207	1,285	1,304	1,366	1,336
② - ①		0	0	0	0	0

表 2-25 妊婦健康診査

(単位：人、回)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対 象 者 数 (妊 婦 数)	410	411	362	315	276
受 診 回 数 (延 べ 回 数)	4,770	4,612	4,262	3,686	3,436

表 2-26 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
対 象 者 数	407	405	368	328	299
実 施 者 数 (保健師・助産師による訪問)	407	405	368	328	299

表 2-27 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位：人)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
要保護等ケース数	74	63	60	60	64
養 育 支 援 訪 問 数	81	55	60	32	53
実 施 数	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診：108回 養育支援訪問：81人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議1回 乳幼児健診(個別健診 で実施)：155回 養育支援訪問：55人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診：180回 養育支援訪問：60人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診：180回 養育支援訪問：32人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診：120回 (健診会場の集約) 養育支援訪問：53人

表 2-28 放課後子ども教室

(単位：校)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
放 課 後 子 ども 教 室 実 施 小 学 校 数	11	11	11	11	10
う ち 同 一 小 学 校 等 での 事 業 実 施	4	4	4	4	8

4 課題の整理

本計画を策定するにあたり、本市の現状と課題を把握して整理し、事業量の推計や目標量の設定、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童及び小学生を養育する保護者を対象にニーズ調査を実施し、併せて、0歳～高校生までのお子さんを養育する保護者に対し、子どもの生活実態に関する調査を実施しています。

表 2-30 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調 査 対 象	就 学 前 児 童	1,100 件	733 件	66.6%
	小 学 生	1,000 件	631 件	63.1%
	0 歳 ～ 高 校 生	1,200 件	632 件	52.7%
調 査 期 間	令和6年2月5日（月）から令和6年2月20日（火）			
調 査 方 法	郵送のほか、市内の幼稚園・保育施設、小学校を通じた配付・回収 また、Web での回答も可とした			

（１）教育・保育環境の整備

本市では、令和6年4月1日現在、保育所等23施設（公立：3、私立：8、小規模・事業所内：12）、幼稚園5施設（公立：5）、認定こども園12施設（公立1、私立：11）において就学前の教育・保育を提供しています。

ニーズ調査の結果では、就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用率は83.8%で、前回調査時より4.8ポイント上昇しています。

幼稚園と保育事業の利用希望では幼稚園の32.9%に対し、保育事業が65.9%と保育ニーズが高い状況にあり、中でも認定こども園のニーズが高い状況にあります。

これまで、認定こども園整備を推進し、施設整備が進んだ一方、保育士不足が続いており、保育士の確保が喫緊の課題となっています。

放課後児童クラブについては、小学生の利用率は43.9%で、前回の調査時から5.0ポイント上昇しており、利用希望は高まっています。施設整備については、小学校再編に併せて検討する必要があります。

また、全国的に教育・保育施設での様々な事件・事故が発生しており、引き続き、子どもの安全を守る取組が重要であると考えます。

（２）多様なニーズへの対応

ニーズ調査において、定期的な教育・保育事業を利用している世帯の希望終了時間は、18時台以降が32.9%となっており、前回調査時と比較して遅い時間帯の希望が7.1ポイント増加しています。

また、私用や冠婚葬祭など不定期の利用希望が29.7%あり、誰でも通園制度の利用希望が40.5%でした。働き方の多様化や生活状況等により、多様化するニーズへの対応が求められています。

子育て支援センター事業については、定期的な教育・保育事業を利用していない世帯のうち、54.6%の世帯が今後利用したいと回答しており、事業ニーズは高い状況にあります。

小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所では、児童クラブが55.9%で、前回調査より2.4ポイント上昇しています。

就学前児童の保護者が、子育てに関して日常悩んでいることや気になることでは、健康や発育・発達に関すること（病気や障がいを含む）が37.0%あり、相談体制の充実や、相談窓口の周知が必要です。

（３）支援を必要とする子ども・家庭への支援

子どもを取り巻く社会環境が変化し家族形態が多様化している中、本市において子どもへの虐待等に関する相談は、件数に増減はあるものの相談内容は複雑・困難化しています。

子どもへの虐待は、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことから、関係機関が連携して虐待防止ネットワークの強化を図り、虐待の予防・再発防止に取り組むとともに、子育てと家庭の支援の充実を図る必要があります。

また、教育・保育施設、学校等においては、発達障害などの特別な支援を必要とする子どもが増えており、子どもの発達特性を踏まえた対応が求められています。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、保護者もその点を不安に感じている状況がうかがえます。そのため、幼児教育の役割は極めて重要であり、希望するすべての子どもたちが就学前の教育・保育を受けられるよう、制度の周知とともに、教育・保育の質の向上を図り、子どもの個性に合わせた育ちとなるよう、教育・保育を提供していくことが重要です。

今回の子どもの生活実態調査において、経済的に厳しい状況にある家庭がひとり親家庭に多く見られ、その自立や生活の安定が一層促進されるよう子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援など、総合的な支援が求められています。

（４）仕事と生活の調和に向けた取組

ニーズ調査結果では、母親の就労している割合（育児休業中を含む）は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに、約9割を占めています。特に就学前児童では89.2%と前回調査時よりも7.0ポイント増加しているほか、日常的に子育てに関わっているのは、母親の割合が92.6%と高い状況です。

こうした状況を踏まえ、働きながら子育てのできる環境づくりに向けて、制度や職場環境とともに、多様な教育・保育サービス、地域子育て支援事業等の充実を図っていくことが求められています。働き方の見直しは、家庭や職場において考えていかなければならない課題であり、男性の育児参加、育児休業や子どもの看護のための休業制度を活用できるよう、事業所の理解と協力による働きやすい職場環境が求められています。

（５）子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現

核家族化の進行に伴い、子育てに関する相談相手や場所の不足が課題となっています。ニーズ調査結果では、就学前児童を持つ保護者の5.0%が「子育てについて気軽に相談できる人や場所がない」と答えており、前回調査から1.1ポイント増加しています。このことから、子育て家庭において孤立感を抱える家庭が増加していることがうかがえます。

これらの課題を解消するためには、教育・保育施設や地域社会が一体となり、妊産婦や子育て中の保護者、そして子どもたちに寄り添った支援を提供することが求められます。周囲からの理解とサポートを得ながら子育て経験を積み重ねていくことは、親も成長することができ、より良い親子関係を築くことに繋がります。

地域社会全体で子どもたちを見守り、支え、子どもが安心して健やかに成長できる環境整備が重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第二期計画との連続性並びに整合性を維持するため、これまでの基本理念を継承することとします。

安心・子育て・住み続けたいまち・とめ



子どもは社会の希望、未来をつくる力であり登米市の宝です。子どもの健やかな成長と子育てを支え、見守ることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域の様々な世代の方々にも元気や安心をもたらしてくれます。

また、次代を担う子どもたちの存在は、まちの活性化や社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として喜びを感じながら成長していくことが大切です。人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちの成長の根幹であり、財産といえます。

次代を担う子どもの健全育成は、保護者のみならず、地域社会全体の力により、すべての市民が心から「住んで良かった」、「住み続けたい」と思えるように、「安心・子育て・住み続けたいまち・とめ」を基本理念として、安心して子どもを産み育てることができ、いつまでも住み続けたいまちと実感できる子育て支援の施策を推進します。

2 基本方針

（１）子どもの成長に合わせた教育・保育環境の整備

核家族化や共働き世帯の増加に伴い、ニーズ調査結果では保育事業の利用ニーズが高まっており、中でも認定こども園の利用希望が多いことから、利用希望数に応える教育・保育の一体的な提供を推進します。

放課後児童クラブについては、小学校再編に合わせ、自由来館機能を備えた放課後児童クラブの実施施設である児童活動センターの整備を推進します。

また、全国的に保育士不足が課題となっている中、本市においても保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士確保対策に取り組めます。

さらに、教育・保育施設での事故防止・防犯対策を推進し、子どもの安全を守る環境整備に努めます。

（２）多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

働き方の多様化に伴い、延長保育や一時保育のニーズは高まってきており、通常の利用日や時間以外でも保護者が安心して預けられる環境の整備を推進します。

子育て中の親の不安感に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業を行うことで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

放課後児童クラブにおいても、利用を希望する保護者の割合は増加しており、待機児童解消のため、公立と民間の両面から受入れ体制の整備を行います。

妊娠期からの妊婦健診・乳幼児健診や相談事業等を通じて、母子の健康状態を把握するとともに、子どもの健やかな成長に向け、発達に関する悩み・不安についての相談等を行っていきます。

（３）支援を必要とする子ども・家庭への支援

全国的に深刻な児童虐待事件が多発し、虐待防止に向けた取組の重要性が増しています。

本市においても、児童相談所、学校、保育施設等の関係機関と情報共有を図りながら、支援を必要とする子どもや家庭へ適切に対応することが必要であることから、相談体制の充実と関係機関とのネットワークの強化に取り組めます。不登校児童生徒に対しては、登米市教育振興基本計画で進める事業と、連携を図りながら支援を行います。

障がいのある子どもについては、その障がいの状態に応じて子どもの可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会に参加するために必要な力を養うため、保育所等訪問支援事業や児童発達支援センターを中核とした関係機関の連携強化を図ります。

また、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等の実施を通じ、支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、専門的な医療や適切な療育の提供を行うとともに、特別支援保育所訪問相談等を実施し、保育士の資質向上を図り、専門性を高めます。

また、ひとり親家庭が安定した就労や生活の下で、子どもを健全に育むことができるよう、保育施設の利用に配慮するとともに、就職のための資格取得のサポートや相談体制の充実を図り総合的な自立支援を推進します。

子育て家庭の中には地域で孤立が心配される家庭も見受けられるため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

（４）仕事と生活の調和の実現に向けた取組

全国的な少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、働く人々の仕事と育児を両立するためのニーズの多様化などを背景に、国では令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定されました。この戦略では、企業においても、出産・育児の支援を投資と捉え、職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業を使えるようにしていく必要があります。社会全体の構造・意識を変えることを基本理念の一つとされています。

本市においても、国で進める「こども未来戦略」を推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを企業に促します。

特に、子どもを持つ女性が働き続けることができるよう、男性の育児休業の取得促進や、家事・育児への参画を進めるとともに、企業に対して長時間労働等の見直しを働きかけ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指します。

（５）子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現

妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えています。子どもを産み育てることに対する精神的・身体的負担を軽減するため、地域全体で妊産婦や子育て家庭に寄り添う社会の実現を目指します。また、子ども・子育て支援の推進に関する理念を定めた「登米市子ども・子育て条例」を広く周知することで、地域と一体的な子育て支援に取り組みます。

令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全ての子ども・若者に対し、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会的活動への参画機会を確保し、意見を尊重することを基本理念としています。

子どもが社会の一員として社会活動に参加することは、地域への愛着を育み、次代を担う大人へと成長していくうえで貴重な経験になるとともに、子どもにやさしい地域社会は子どもに限らず、全ての人にやさしい社会であり、そのことが、持続可能なまちにつながるることとなります。

このことから、本市においても、子どもの考えを大切にし、主体的な社会活動を支援することに努め、子どもが意見表明できる機会を設けるよう取り組みます。

3 施策の体系

基本理念の実現に向け、第三期計画では「子どもの安全・安心」、「切れ目のない支援」
「地域社会で子育てを応援していく環境づくり」の三つの視点から、様々な施策の展開を図っ
てまいります。

【 基本理念 】

【 基本方針 】

【 施策の方向 】

安心・子育て・住み続けたいまち・とめ

1 子どもの成長に合わせた
教育・保育環境の整備

- (1) 適正な施設整備
- (2) 教育・保育環境の質の向上
- (3) 安全対策の推進

2 多様なニーズに対応した
子育て支援サービスの充実

- (1) 多様な保育サービスの充実
- (2) 親子が安心して集える居場所づくり
- (3) 心と体の健康を支える育児支援

3 支援を必要とする
子ども・家庭への支援

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 児童虐待の早期発見・予防対策
- (3) 子どもの個性に合わせた育ちの支援

4 仕事と生活の調和の
実現に向けた取組

- (1) 雇用の場の確保と子育てにやさしい職場環境づくり
- (2) 仕事と子育ての両立に向けた取組
- (3) 柔軟な働き方の推進

5 子どもが安心して健やかに
成長することができる
地域社会の実現

- (1) 子どもの成長を見守る地域づくり
- (2) 子どもの意見表明や社会参加の促進

【 具体的な事業等 】

1 子どもの成長に合わせた教育・保育環境の整備

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育、家庭的保育、多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (2) 保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、保育士等のキャリアアップのための人材交流等支援
- (3) 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

2 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

- (1) 延長保育事業、一時預かり事業、教育・保育の一体的な提供及び推進に関する事業、幼児教育・保育の無償化
- (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童館、放課後児童健全育成事業
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業、わくわくマタニティサロン、こんにちは赤ちゃんサロン、子育て支援講座、出産・子育て応援金、子育てガイド「スマイル☆とめっこ」、母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、産後ケア事業、各種予防接種、保健師・保育士等の参加による母子保健研修会の開催、乳幼児健診における発育発達の確認、出産育児一時金、子ども医療費助成、けやき教室、子どものケアハウス事業、給食巡回指導、ブックスタート事業、ファーストウッド推進事業

3 支援を必要とする子ども・家庭への支援

- (1) 利用者支援事業、個別相談の拡充、相談機会の周知、広報等の充実・周知の徹底、臨床心理士による相談の実施、アレルギー疾患への対応、疾病や障がいの早期発見、実費徴収に係る補足給付を行う事業、母子・父子家庭医療費助成、児童扶養手当、スクールカウンセラー等による相談対応、民生委員・児童員の活動を通じたひとり親家庭の状況把握、自立支援教育訓練給付金の支給、高等職業訓練促進給付金の支給
- (2) 要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止ネットワークの強化、保健・医療・福祉・学校との情報共有と連携強化、医療施設との情報共有、新生児訪問や乳幼児健診での個別相談及び指導の実施、家庭児童相談室、こども家庭センター、母子家庭支援施設や助産施設の入所者支援、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、オンライン子育て相談、妊娠期からの伴走型相談支援
- (3) 放課後等デイサービス、障がい児療育事業、障がい者医療費助成、障がい児福祉手当、障がい児相談支援事業、重度障がい児短期入所、未熟児養育医療、特別児童扶養手当、児童発達支援センター事業

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

- (1) 企業誘致、中小企業等人材確保支援事業
- (2) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 企業への働き方改革の推進と意識啓発

5 子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現

- (1) 学校・地域教育力向上対策事業
- (2) 子どもの意見表明や社会参加の促進

4 教育・保育提供区域の設定

利用を希望する教育・保育施設は、保護者の居住エリアや勤務地の異動、交通事情及び保護者の希望などにより変遷するものでもあり、市内の人口分布や勤務地等を勘案すると、旧町域（又は中学校区域）等での教育・保育の提供区域を明確に設定できない現状です。

市内における移動方法は車が主であり、市中心部より 30 分前後で周辺部への移動が可能なこと及び利用者の通勤圏への経路等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域として推進することにより、利用者の選択範囲が広がり必要量に見合った施設・事業が確保され市民へのサービス向上が期待できるものと考えます。

教育・保育提供区域に定める必要利用定員数は、市内の人口分布及び現在の施設・事業の継続及び統廃合を考慮して「確保方策」を設定する必要がありますが、市全域を細分化して「量の見込み」「確保方策」を設定することは、効率的な計画推進を阻害する要因となることが懸念されます。

以上のような状況を勘案し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定するものです。

なお、教育・保育提供区域は、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域として設定しますが、新たな「確保方策」を実施する場所等については、既存の施設・事業の実施場所等を考慮し推進するものです。

第4章 基本方針に向けた取組

1 子どもの成長に合わせた教育・保育環境の整備

(1) 適正な施設整備

本市では、第二期計画に基づき、小規模保育事業所の開設や計画的な認定こども園の整備を推進し、教育・保育施設を40施設としたことで、保育の受け皿を確保し、令和3年度以降、待機児童は解消されています。

出生数の減少等により、市内の小学校就学前児童数は年々減少しているものの、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、小学校就学前児童の教育・保育事業や放課後児童クラブの利用率は上昇しており、今後も利用ニーズは引き続き高まることが見込まれます。

第二期計画の計画期間における施設利用実績及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、引き続きニーズ量を見極めながら、多様な事業者の参入促進事業として、民間活力を含めた整備方針を検討し、必要量の確保に努めます。

●教育・保育施設の提供体制【1・2号認定】

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の見込み	1号認定 (幼稚園機能)	262	223	189	161	136
	2号認定 (保育機能)	965	961	957	954	950
	計	1,227	1,184	1,146	1,115	1,086
② 確保の内容	特定教育・保育施設	1,224	1,181	1,143	1,112	1,083
	認可外保育施設	3	3	3	3	3
	計	1,227	1,184	1,146	1,115	1,086
②－①		0	0	0	0	0

【備考】

① 量の見込みは、必要とされる利用定員総数。

② 確保内容の特定教育・保育施設は、確認を受け給付対象となる施設（認定こども園・幼稚園・保育所）。

認可外保育施設は、市が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設及び企業主導型保育施設。

●教育・保育施設及び地域型保育事業の提供体制【3号認定】

(単位：人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 量の 見込み	3号認定（0歳児）	92	90	89	87	85
	〃（1歳児）	245	241	236	232	227
	〃（2歳児）	309	303	297	292	286
	計	646	634	622	610	599
② 確保の 内容	特定教育・保育施設	435	425	415	406	395
	特定地域型保育事業	191	189	187	185	183
	認可外保育施設	20	20	20	20	20
	計	646	634	622	610	599
②－①		0	0	0	0	0

【備考】

① 量の見込みは、必要とされる利用定員総数。

② 確保内容の特定教育・保育施設は、確認を受け給付対象となる施設（認定こども園・幼稚園・保育所）。

認可外保育施設は、市が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設及び企業主導型保育施設。

① 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するものです。

【現在の状況】

既に施設を開設した事業者に対するフォローを行うとともに、認定こども園等の整備を行う事業者に対して、事業開始前における事業運営や各種手続きに関する相談・助言等の支援を行っています。

【今後の方向性】

引き続き、認定こども園等の整備を行う事業者に対して、相談・助言等の支援に努めます。

（２）教育・保育環境の質の向上

全国的な保育士不足の中、本市においても保育士確保は喫緊の課題となっています。国では、令和８年度から「こども誰でも通園制度」の本格的な実施を予定しており、新たに受け入れる子どもの数が増えることによる保育士不足が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、本市では、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び質の高い教育・保育を安定的に提供するため、国の制度に基づく保育士の処遇改善や保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的とした「保育体制強化事業」、「保育補助者雇上強化事業」などに引き続き取り組み、保育士が働きやすい環境整備を進めます。

（３）安全対策の推進

全国的に、教育・保育での事件・事故が発生している中、本市では、これまでも危機管理マニュアルの確認や施設の点検、防犯対策用品の整備等、防犯対策に取り組んできましたが、事故防止や防犯対策には、普段からの危機管理意識が重要なことから、今後とも点検や訓練を繰り返し、防犯意識や危機管理体制の向上を図るなど、子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりを推進します。

2 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの充実

就労形態の多様化や核家族化の進行等により、保育ニーズも幅広いものとなっており、多様なニーズに対応した保育サービスの提供を行います。

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長需要に対応するため、延長保育を実施するものです。

【現在の状況】

本市では、19 か所で国の基準（11 時間）を超えて延長保育を実施していますが、利用希望は増加傾向にあり、実施施設にあっては、保育士の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

小学校就学前児童の減少見通しから、利用希望者数も減少が見込まれるものの、施設利用者に占める利用希望割合は高まっていくと見込まれることから、民間施設への保育士確保支援を継続していきます。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量	427人	421人	414人	408人	402人
確保方策 (保育所・幼稚園・認定子ども園)	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所

② 一時預かり事業

幼稚園等において、保育所と同等の時間・期間の保育を実施する「預かり保育」と、保育所等において、冠婚葬祭、保護者の疾病等の社会的事由又は育児疲れの解消等の私的理由により、一時的な保育を行う「一時預かり」を行うものです。

ア) 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【現在の状況】

預かり保育事業については、すべての幼稚園と認定こども園（1号）で実施しており、公立幼稚園では、夏休み等長期休暇及び土曜日に保育を行う保育所型預かり保育について3園で実施しています。児童数は減少していますが、預かり保育を利用する割合は徐々に増加しています。

【今後の方向性】

幼稚園や認定こども園（１号）における保護者の利用希望に沿った、預かり保育の充実を図ります。

また、国では「こども誰でも通園制度」を、令和７年度に制度化し、令和８年度からの本格実施に向けて進めており、本市でも事業実施に向けた検討を行います。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量	保育の必要性なし	３人	３人	３人	３人	３人
	保育の必要性あり	160人	152人	144人	137人	130人
確保方策	預かり保育事業 (在園児対象)	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

イ) 保育所等における一時預かり

【現在の状況】

保育所等で実施している一時預かり事業について、ニーズ調査結果では、不定期の教育・保育事業の利用について「利用していない」と答えた保護者と「不明・無回答」の合計が 67.2%である一方、今後の利用意向については、29.7%が「利用したい」と答えており、子育て中の保護者の突発的な事情に対応できる環境が求められています。

事業の実施については保育士の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービス提供のため、事業実施に必要な保育士確保を図りつつ、受入環境の整備に努め、一時預かり事業の充実を図ります。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量		35人	35人	35人	35人	35人
確保方策（保育所等）		２か所	２か所	２か所	２か所	２か所

(2) 親子が安心して集える居場所づくり

地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

放課後児童クラブにおいても、待機児童解消のため、公立と民間の両面から受入れ体制の整備を行います。

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う事業を実施するものです。

市内全町域で、地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センター事業を実施しており、子育てに関する相談機能のみならず、子育ての各種サークル、ボランティアの活動拠点となっています。

【現在の状況】

令和6年4月現在、公立5か所と民間7か所合わせて12か所で子育て支援センター事業を実施しています。新型コロナウイルス感染症により利用者数は減少しましたが、5類感染症へ移行後、利用者数は増加しています。

【今後の方向性】

就学前児童数の減少等により、利用者は減少していくものと推測されますが、定期的な教育・保育事業を利用していない世帯における利用ニーズが一定程度あり、在宅での子育てを支援するため、同年齢の子どもたちが通う認定こども園等での事業実施の推進や、妊産婦の交流促進等、身近で気軽に集うことができるよう配慮し、事業の充実を図ります。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量 (延べ人数)	13,174人	12,426人	11,982人	11,658人	11,183人
確保方策 (子育て支援センター事業)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けを受けたい方（利用会員）と子育てをお手伝いしたい方（協力会員）がそれぞれ会員登録し、相互の信頼関係の基に子どもを預けたり、預かったりする地域ぐるみの子育て支援を有料で行う事業です。

なお、利用会員は、市内に居住又は勤務している、概ね2か月児から小学生の子どもを持つ方で、協力会員は、市内に居住し保育士等の資格を有するか、市主催の講習会を受講した20歳以上の方が対象となります。

【現在の状況】

協力会員となるための講習会開催や、市ホームページ、パンフレット、広報等を活用して事業内容の周知を行っていますが、協力会員の確保が困難な状況が続いています。

子育て経験のある協力会員を確保し、利用会員が利用しやすい事業展開を図ることが求められています。

【今後の方向性】

保育ニーズの多様化に応えるため、資格者の確保を図るとともに、各種研修会を開催しながら、協力会員の確保に努め、安心して子育てができる環境を整備します。子育て支援センター事業のイベントや乳幼児健診、出生届時等、様々な機会を捉えながら、事業について市民への周知を図るとともに、利用会員が気軽に利用できるよう運用方法について検討します。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量 (延べ人数)	152人	154人	156人	159人	161人
確保方策 (各種研修会、広報掲載、 ホームページの充実等)	5回 協力会員:91人	5回 協力会員:96人	5回 協力会員:102人	5回 協力会員:107人	5回 協力会員:113人

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間は家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

【現在の状況】

令和6年4月現在、公立21か所と民間7か所合わせて28か所の放課後児童クラブを開設し、小学1年生から6年生までの児童を対象として事業を実施しています。実施場所は、児童館や小学校の余裕教室、保健センター等の施設を活用しています。

ニーズ調査結果では、小学生の利用状況は43.9%であり、未就学児の小学校就学後の放課後の過ごし方についても、放課後児童クラブを希望する保護者の割合は55.9%となっています。

核家族化や共働き世帯の増加を背景として児童利用率は高く、児童数の多い小学校区によっては定員超過により、待機児童が発生している児童クラブもあります。

【今後の方向性】

公立の放課後児童クラブについては、小学校の再編を見据えながら利用児童の安全性や利便性を図り、小学校の余裕教室の活用や近隣施設での開設と支援員の確保に努めます。

また、民間の児童クラブについては、未就学児との交流や広域的な児童の受入れなど、多様な保護者ニーズに対応するとともに、待機児童の解消についてもその一端を担っていることから、引き続き施設維持のための整備や運営費等の支援を行います。

なお、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、定期的に開催する放課後子ども教室との一体的な実施を推進します。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
① 事業量	低学年	793人	747人	713人	671人	616人
	高学年	434人	414人	405人	376人	352人
② 確保方策 (児童館・児童クラブ室等)		1,227人	1,161人	1,118人	1,047人	968人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

◆ 放課後子ども教室との一体的な実施にかかる確保方策 ◆

ア) 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

定期的な体験・活動の機会及び地域住民との交流の機会を提供するため、市内すべての放課後子ども教室において、小学校との調整により各年度月1回程度の開催を目指します。

イ) 放課後子ども教室の事業量

現在、放課後子ども教室は市内10校で実施していますが、今後、学校や地域の状況を確認しながら実施校の拡大を図るとともに、新たに実施する場合は、放課後児童クラブとの連携した事業実施を目指します。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量	実施小学校	10校	10校	11校	11校	12校
	うち同一小学校等での実施	10校	10校	11校	11校	12校
確保方策	実施小学校	10校	10校	11校	11校	12校
	うち同一小学校等での実施	10校	10校	11校	11校	12校

ウ) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の推進に関する具体的な方策

小学校再編に合わせて、小学校内または小学校周辺での活動場所の確保を図るとともに、小学校関係者、放課後児童支援員、放課後子ども教室のコーディネーター及び地域ボランティアの連絡調整により円滑な事業の実施に努めます。

エ) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

定期的に小学校の余裕教室の調査等を実施し、放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施場所として、特別教室等の一時的な利用（タイムシェア）について小学校との調整に努めます。

オ) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

定期的な話し合いの機会を設け、事業の実施状況や課題、スタッフや地域での意見等、様々な情報を常に共有し、課題の解決に向けて対応していきます。

(3) 心と体の健康を支える育児支援

乳児家庭全戸訪問事業や妊産婦健康診査等を通じて、母子の健康状態を把握するとともに、子どもの健やかな成長に向け、発達に関する悩み・不安についての相談等を行います。

① 妊産婦健康診査、産前・産後サポート事業

安心・安全な出産を迎えるため、定期的な妊婦健康診査を推進するとともに、妊産婦が気軽に集える場所を提供し、母親の孤立を防ぎ、不安や悩みについての相談支援を行います。

【現在の状況】

妊娠届出時に個別に健康相談を行い、健診等の各種母子保健サービスの情報提供を行っているほか、妊婦健康診査受診票・産婦健康診査受診票を交付しています。

また、産前・産後を母子ともに健康で過ごせることができるよう、妊婦を対象とした「わくわくマタニティ（妊婦）サロン（教室）」や、妊産婦及び乳児を対象とした「こんにちは赤ちゃんサロン」を開催し、妊娠期からの正しい知識の習得や、個別相談及び母親同士の交流の機会を通し育児不安の軽減を図っています。

【今後の方向性】

今後も妊娠初期から妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てのできる環境を整え、妊娠期からの一貫した健康管理を行えるよう支援の充実を図ります。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量 (妊婦推計・受診回数(延べ))	303人 3,545回	288人 3,370回	274人 3,206回	266人 3,112回	256人 2,995回
確保方策	303人 3,545回	288人 3,370回	274人 3,206回	266人 3,112回	256人 2,995回

② 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、育児の孤立化を防ぐことや、育児不安の軽減を目指すものです。乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みに寄り添うとともに、子育て支援に関する情報提供など、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供を行うなどの支援を実施するものです。

【現在の状況】

新生児訪問を兼ねて実施しており、出生数の低下に伴い訪問数は減少していますが、出生数に対する実施率は高い状況にあります。

なお、実施については新生児期（出生から28日以内）での訪問を目指していますが、里帰り出産等の場合はそれ以降になることがあります。また未熟児等で母のみが先に退院した場合や児に疾患がある場合、医療機関からの情報提供がある場合等は保健師と助産師が同行訪問し、継続的な支援を実施しています。

さらに、各行政区の保健活動推進員による「子育て応援訪問」を実施しており、地域との交流の機会にもなり、孤立防止と見守り体制の強化にもつながっています。

【今後の方向性】

産後早期の訪問を実施し、継続支援が必要なケースには各関係機関が協力・連携して支援を行うとともに、子育て応援訪問も含めた訪問を継続していきます。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量	303人	288人	274人	266人	256人
確保方策 (保健師・助産師による訪問)	303人	288人	274人	266人	256人

③ 産後ケア事業

出産後1年を経過しない母子に対し、宿泊、来所又は訪問による心身のケアや育児のサポート等を助産師を中心として、産後も安心して子育てができるように支援するものです。

【現在の状況】

支援を必要とする全ての方が利用できるよう、市内の実施事業者だけでなく、大崎市、石巻市及び栗原市の実施事業者とも契約し、提供体制の確保を図っています。

また、母子健康手帳交付、出生届及び乳児家庭全戸訪問等の相談の機会やホームページ等により産後ケア事業の周知に取り組んでいます。

【今後の方向性】

県内の里帰り先でもサービスが受けられるよう更なる提供体制の充実を図り、宮城県医師会及び助産師会との集合契約について検討します。集合契約を行うことにより、宮城県医師会及び助産師会に所属している全ての事業実施者においてサービスを受けることができるよう取り組みます。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量 (利用回数(延べ))	38回	38回	38回	38回	38回
確保方策	38回	38回	38回	38回	38回

④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気に罹患している子どもや回復期にある子ども又は保育所等に入所している子どもが体調不良となった際に、病院等の医療機関や保育施設等で一時的に預かるものです。

【現在の状況】

民間2施設で体調不良児対応型を実施していますが、専用スペースの確保やスタッフの体制が整わないことから、病児・病後児保育事業の実施には至っておりません。

【今後の方向性】

当該事業は、仕事を続けながら子育てをする保護者にとって、セーフティーネットとしての役割を担うものであり、事業実施に向けた検討を行います。

3 支援を必要とする子ども・家庭への支援

(1) 相談支援体制の充実

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して児童福祉と母子保健に関する相談支援を一体的に行うことを目的として令和6年4月に設置した「登米市こども家庭センター」を中心に、子育て支援に関わる関係機関との情報共有や連携を図りながら、相談、助言、情報提供を行い、必要な支援につなげるための体制づくりに取り組みます。

① 利用者支援事業

子どもやその保護者等又は出産予定の方が、教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）及び地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう子育て支援センター事業実施施設、認定こども園、保育所（園）、幼稚園及び児童館等の身近な実施場所において利用に関する情報収集と提供を行い、必要に応じて適切な相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行うものです。

【現在の状況】

登米市こども家庭センターに配置した統括支援員を中心に、各総合支所や子育て支援センター事業実施施設の職員が、子育て支援に関する情報の提供や保育所等の利用に関する助言を行うなど、利用者目線に立った支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も登米市こども家庭センターや、子育て支援センター事業実施施設において情報収集と提供、相談・助言等を行っていきます。

② 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施しています。

【現在の状況】

伴走型相談支援の充実を図り、安心して出産・子育てができるよう妊娠届出時の面談・出産後の乳児家庭全戸訪問に加え、妊娠8か月頃のアンケートのほか希望される方には面談を実施しています。

また、面談実施後も広報紙や子育て支援アプリ等により「こんにちは赤ちゃんサロン」などの子育て支援に関するイベント等の情報発信を継続的に行っています。

【今後の方向性】

今後も妊娠から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じる伴走型相談支援を通じて、信頼関係を構築するとともに、関係機関と連携し効果的な支援を実施します。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量 (出生数)	303人	288人	274人	266人	256人
確保方策	303人	288人	274人	266人	256人

③ ひとり親家庭の自立支援と経済的支援

ひとり親家庭の父母の就職を支援し、生活の負担軽減と自立の促進、子どもの福祉増進を図るため、高等職業訓練促進給付金や児童扶養手当を支給するものです。

【現在の状況】

ひとり親家庭の父母が就業する際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を支給することにより、就職を支援しています。

また、児童扶養手当法等に基づき、児童扶養手当を支給することで、ひとり親家庭の生活安定と子どもの福祉増進を図っています。

【今後の方向性】

今後も、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の生活安定と自立促進、子どもの福祉増進が図られるよう努めます。

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用、副食費材料費等の全部又は一部を助成するものです。

【現在の状況】

市内すべての幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行していますが、市外で新制度に移行していない幼稚園へ入園している低所得世帯の園児に対する副食費材料費の支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も、新制度に移行していない幼稚園を利用している低所得世帯の園児に対する副食費材料費の支援を行います。

(2) 児童虐待の早期発見・予防対策

子どもへの虐待を未然に防止するため、児童相談所、学校、保育施設等関係機関と情報共有を図りながら、予防対策を徹底し、子どもたちの健全な成長を支えます。

① 虐待の予防対策

親の休息や子育ての悩みを相談できる場として、一時預かり事業等の活用や子育てサークル等への参加を促すとともに、母子が気軽に集える場を提供し仲間づくりを促進します。

また、事例検討会の実施など、児童虐待の防止に努めるものです。

【現在の状況】

児童虐待の中には、育児に対する不安などを要因とするケースが多くみられるため、虐待を未然に防止するためには、親の育児不安を解消する取組が必要です。

本市においては、親子が気軽に集える場の提供と仲間づくりを進めるため、主に乳児期にある親子を対象とした「こんにちは赤ちゃんサロン」や妊婦を対象とした「わくわくマタニティサロン」を開催し、各サロンとも参加者の満足度は高く、仲間づくりや交流の場となっています。

また、産後の育児不安や健康管理を行う「産後ケア事業」を実施しています。

【今後の方向性】

今後も参加者が、各サロンの中で各々の悩みや心配事などの思いを表出できる場を設け、父親や祖父母も参加しやすい日程や内容を設定することにより、育児をする母親の孤立化の予防を図ります。

また、民間との協働による開催など地域ぐるみで支え合う事業を実施し、児童虐待の未然防止に努めます。

② 早期発見、早期対応

新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の各種事業の場を活用するとともに、保護者への「こころの相談」等の啓発を図り、虐待の早期発見や保護等の早期対応を行うものです。

【現在の状況】

妊娠届出に始まり新生児訪問、各種乳幼児健診等の中で、親の立場に立って支援をしています。乳幼児健診時に全ての保護者に対して個別相談を実施し、親自身の気持ちの状態について確認をしています。

妊娠期から親自身が思いを表現する機会を設け、相談ができる場を設定し虐待の早期発見に努めています。

また、育児の不安に対しての相談も行っており、「子どものこころの相談」につなげ、保護者へ子どもとの関わり方についてアドバイスを実施しています。

【今後の方向性】

今後も虐待の早期発見、早期対応の観点を持ち備え、各種母子保健事業を実施し、母親の心の健康の増進及び育児不安の解消のため、医師や臨床心理士などによる相談の充実を図ります。

また、個別支援を必要とするケースの多くは、保育施設を利用しており、関係機関として保育施設の果たす役割は大変重要であることから、支援が必要なケースにおいては、関係部署で連携して親子の支援を実施します。

③ 相談機能の強化

虐待防止や早期発見、適切な対応のため、相談支援の専門職員を配置するとともに保健、医療、福祉、教育等、子どもに関わる関係機関の連携を強化し、支援を要する家庭への早期相談体制の構築や担当者の相談技術向上を図るものです。

【現在の状況】

登米市こども家庭センターに相談支援の専門職員を配置して、支援を要する子どもや家庭への対応を行っています。

また、相談技術の向上を図るため、関係機関と協働でのケース検討会議や「要保護児童等支援スーパーバイズ事業」の実施、事例検討会やカウンセリング機会の活用により、多職種による意見交換や、専門家から技術的助言を受けるなどの取組を行っています。

【今後の方向性】

今後も登米市こども家庭センターを中心として、子育て支援に関わる関係機関との連携を図りながら、相談、助言、情報提供を行い、必要な支援につなげます。

また、これまでの取組を継続するとともに、伴走型の相談支援を行います。

④ 虐待防止ネットワークの強化

行政機関、福祉団体、医療機関、教育機関、地域社会が連携し、虐待防止ネットワークの強化を図るとともに、広報・啓発活動や関係者の研修等を行い、虐待の防止と発生後の早期対応を行うものです。

【現在の状況】

要保護児童対策地域協議会を中心として、児童相談所、学校、警察署、医療機関、民生委員・児童委員、行政等が連携して活動を行っています。

早期発見と迅速な対応が重要であり、虐待の疑いがある場合には速やかに関係機関が連携し対応を行っています。

さらに、虐待防止に関する啓発活動を行い、地域全体の意識向上を図っています。

【今後の方向性】

子どもへの虐待の背景には家庭環境の複雑な問題があり、子どもへの支援と併せて保護者への支援が大変重要であることから、妊産婦や子ども、子育て家庭と接点がある多様な関係機関と日頃から顔の見える関係性を築き、緊密な連携体制の構築に取り組みます。

⑤ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・育児等の支援をするものです。

【現在の状況】

妊娠期から出産後の心身の不調や育児不安、貧困、孤立などの社会的要因が児童虐待につながるとされており、家庭が抱える不安や悩みの軽減を図るため、家事・育児等の支援体制が必要です。

【今後の方向性】

事業実施に必要な事業者を確保し、サービスの提供体制の整備に努めるとともに、児童や保護者・妊産婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により支援が必要である家庭を把握し、家事・育児等の必要な支援につなげます。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量 (延べ人数)	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人

⑥ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもが安全・安心な環境で育つことができるよう、保護者の適切な養育を支援するものです。また、ヤングケアラーに対する支援に取り組むものです。

【現在の状況】

本市では、養育支援訪問事業として、乳幼児家庭全戸訪問事業による訪問後も定期的な訪問、養育支援が必要な子ども、特定妊婦に対する支援を保健師、助産師により実施しています。

また、児童福祉法に基づき、登米市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等の家庭の把握に努め、支援が必要な児童に関わる情報は関係機関で情報共有し、連携して支援しています。

【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に、当該家庭・児童に関する課題を共有し、機会を逃さず支援が適切に行われるよう連携して対応していきます。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
事業量	要保護等ケース数	57人	55人	53人	51人	48人
	養育支援訪問数	51人	49人	46人	45人	43人
確保方策		要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診120回 養育支援訪問：51人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診120回 養育支援訪問：49人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診120回 養育支援訪問：46人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診120回 養育支援訪問：45人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診120回 養育支援訪問：43人

(3) 子どもの個性に合わせた育ちの支援

子どもの障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に引き出し、自立して社会に参加するための必要な力を養うための支援や、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や療育の推進に取り組みます。

① 早期発見、早期療育

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進するものです。

また、障がいのある子どもに対して各保育所等における受入れ態勢を整備するほか、子育て支援センター事業実施施設、認定こども園、保育所、幼稚園等が連携してネットワークづくりを進めるとともに、障がい児通所施設等の活用や保護者に対する療育相談等の事業を推進するものです。

【現在の状況】

乳幼児健診等において、医師による身体発育や精神発達の状況、疾病の有無を確認するとともに、精神発達面で気になる子どもの場合は、乳幼児精神発達精密健康診査や「子どものこころの相談」等を活用し、早期発見、早期療育につなげています。

【今後の方向性】

今後も健診等を通じて、障がいや発達の遅れ等を早期に把握し、それぞれの状態に応じた支援を継続的に実施していきます。

また、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等における受入れ態勢を整え、就学時におけるケースの引継ぎや就学児童相談会を実施するなど、関係機関の連携を強化していきます。

② 支援体制の整備

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等関係機関との連携を構築し強化することで、適切な情報の提供や地域で安心して暮らせる福祉基盤を確保し、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加やインクルーシブを推進するものです。

【現在の状況】

切れ目のない支援を目指し、関係機関と連携しながら、療育が必要な児童・生徒に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援等適切な支援を実施しています。

【今後の方向性】

「登米市障害児福祉計画」に基づき、幼稚園、小・中学校に在籍する障がいのある幼児、児童・生徒の発達及び学習を支援する特別支援教育の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

また、支援者の技術向上を図りフォローアップ機能の充実に努めます。

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

(1) 雇用の場の確保と子育てにやさしい職場環境づくり

子育て世代が働ける企業の誘致に努め、雇用の場の確保を図るとともに、子育てしながら働いていける職場環境づくりを推進します。

本市では、空き工場を含めた工業団地への企業誘致活動を積極的に行うとともに、ワーク・ライフ・バランスなどの職場環境の改善に向けた研修会を開催しています。

今後も県の企業誘致関連部署や金融機関との連携強化による企業情報の収集に努め、積極的にトップセールスを行いながら、工業団地や未利用施設への企業誘致を促進し、企業立地による雇用創出を図っていきます。

また、市内の企業に対し、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けた研修会等の開催を促進するなど、職場環境の改善に向けた支援に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立に向けた取組

男性の育児休業の取得促進や家事・育児への参画を進めるとともに、企業に対して長時間労働などの見直しの促進やワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を推進します。

ニーズ調査結果では、母親の就労している割合（育児休業中を含む）は、就学前児童・小学生の保護者ともに、約9割を占めています。特に就学前児童では89.2%と前回調査時よりも7.0ポイント増加している状況にあります。

一方で、父親が育児休業を取得した小学校就学前児童の保護者の割合は、8.6%と前回調査時から7.0ポイント増加していますが、国が示す「こども未来戦略」にある男性の育休取得率の目標は令和7年度に50%、令和11年度に85%となっており、まだまだ低い水準にあります。

男性の育児休業の取得促進や長時間労働の見直しに関しては、職場において、ワーク・ライフ・バランスの取組の浸透・定着と、管理職が適切な業務管理や従業員の管理等を率先して実践し、男性の従業員や部下の育児参加を理解し支援するための研修を行っていきます。

(3) 柔軟な働き方の推進

全国的な少子化に伴う生産年齢人口の減少や、働く方の仕事と育児の両立などの課題に直面しており、働く方のニーズは多様化しています。

国では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進しています。

本市においても、国で進める「働き方改革」を推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を企業に促します。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進については、ワーク・ライフ・バランスセミナー等の開催を通じ、経営者層の意識改革につながるよう、庁内及び関係機関と連携して取り組むとともに、職場においてワーク・ライフ・バランスを推進するキーパーソンの育成に取り組めます。

男性の家事・育児への参画促進については、宮城県との共催で「男性にとっての男女共同参画地域推進事業」を開催しており、男女共同参画に対する男性の理解の促進や意識啓発に取り組めます。

5 子どもが安心して健やかに成長することができる地域社会の実現

(1) 子どもの成長を見守る地域づくり

地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを改めて認識し、子どもや子育て家庭が安心して過ごせる環境を提供するため、学校・地域教育力向上対策事業などを通じて、登下校時の見守りや地域伝承文化の指導など、地域と連携して子どもへの支援施策を推進します。

また、本市では、市全体が一丸となり、一体的な子ども・子育て支援に取り組むため、令和4年9月に「登米市子ども・子育て条例」を制定しました。

本条例では、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者それぞれの責務及び役割を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することで、すべての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を目指しており、保護者や市民に対して子どもの権利や子育て支援の重要性を周知するための情報発信に取り組みます。

(2) 子どもの意見表明や社会参加の促進

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

本市においても「登米市子ども・子育て条例」に、子どもの意見表明や社会参加の促進を規定しており、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めるとしています。

子どもが社会の一員として社会活動に参加することは、地域への愛着を育み次代を担う大人へと成長していくうえで貴重な経験にもなります。

現状の政策についての希望や課題、こども・若者のニーズ等、子どもの意見を聴く場面や方法について検討し、政策につなげる取組を推進します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

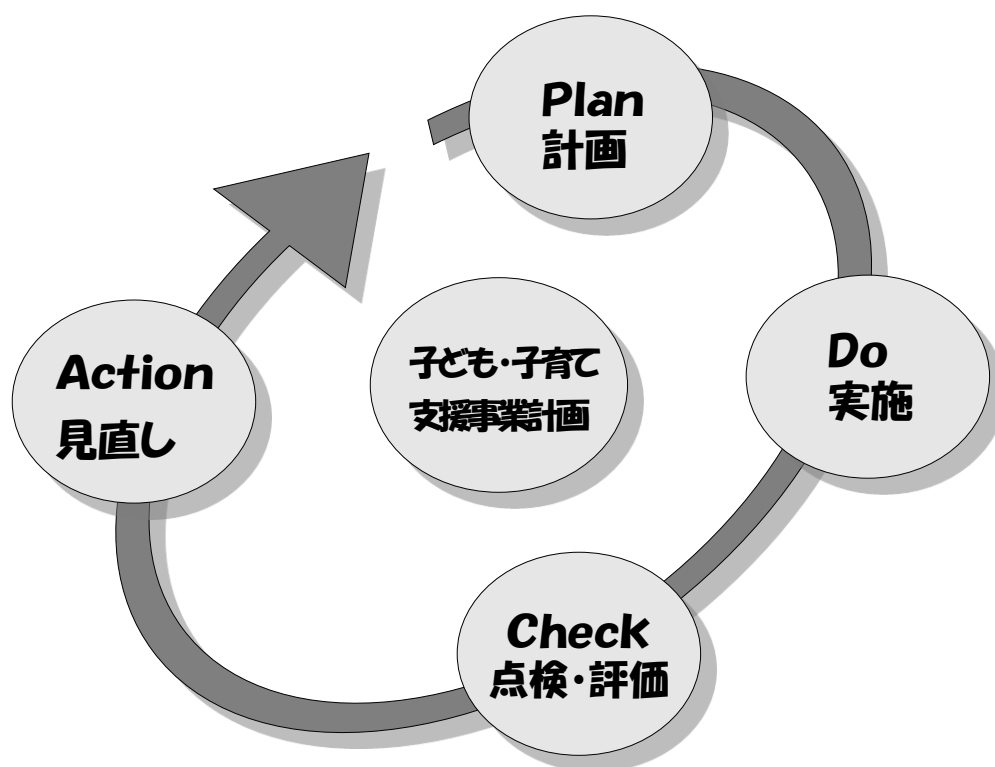
子ども・子育て支援に関する施策は、保健、医療、福祉、教育、まちづくりなど多岐にわたることから、本計画の推進にあたっては関係部署が連携して横断的に取り組んでいく必要があります。庁内各部署で組織する「登米市子ども・子育て支援本部会議」を中心に全庁的に取り組みます。

また、家庭・地域・事業者・行政がそれぞれ子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、社会全体および地域ぐるみで、子ども・子育て支援に取り組みます。

2 計画の進捗状況の点検及び評価

計画の進捗状況については、子どもの保護者や子育て支援に関する事業者、学識経験者などで構成する「登米市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検、評価を実施し、その結果をホームページ等で公表します。また、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、中間年度（令和9年度）を目安として、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の見直しの手順イメージ（計画→実施→評価→見直し）



資 料 編

● 用語解説（五十音順）

索引	用語	説明
あ	1号・2号・3号認定	就学前児童の認定区分 「1号認定」…満3歳以上で保育の必要のない児童 「2号認定」…満3歳以上で保育の必要な児童 「3号認定」…満3歳未満で保育の必要な児童
	インクルーシブ	あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支えあい、すべての人が共生するという社会政策における理念
か	家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するもの
	企業主導型保育施設	企業が従業員の多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスを提供するために、保育施設や地域の企業が設置・利用する保育施設
	教育・保育の提供区域	子ども・子育て支援事業計画で、「量の見込み」「確保方策」を単位として設定し、事業の推進を図るもの
	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関
	こども誰でも通園制度	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度です。令和5年6月「こども未来戦略方針」で打ち出され、令和8年の本格始動を前に各地でモデル事業の実施や体制づくりが進められている
	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	就学前児童及び小学生を養育する保護者を対象にした保育・子育てニーズと、高校生までの子を養育する保護者へ、子どもの生活実態を把握するため実施したアンケート調査
さ	合計特殊出生率	15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に産むと想定される子どもの数に相当する。また、年齢別出生率とは、ある年齢の女性が平均的に産む子どもの数の割合で、女子人口に対する出生数の割合を指している
	周産期死亡	妊娠満22週以後の後期死亡と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの
	小規模保育事業所	利用定員6人以上19人以下で0～2歳児の保育を行う事業

索引	用語	説明
	スーパーバイズ	経験が長い専門家又は指導者が経験が浅い新人職員等へ指導、助言すること
た	地域型保育事業	保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とした家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のこと
	地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業
	定員の弾力化	総定員の範囲内で受け入れることを基本としながら、待機児童解消等のため、定められた必要面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育・保育の実施を行うこと
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認した「保育所、幼稚園、認定こども園」をいう
	特定地域型保育事業	地域型保育事業者（小規模保育事業、事業所内保育事業等）のうち、支給対象事業を行う者として、市が確認した事業
	特定妊婦	出産後の養育について、出産前において特に支援が必要と認められる妊婦
な	乳児死亡	生後4週以上1年未満の死亡
	認可外保育施設	児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設
	認定こども園	教育・保育の一体的提供施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）で、幼保連携型認定こども園は、認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」と位置付けられた
は	放課後子ども教室	放課後に小学校等の余裕教室を利用して、子どもたちの安全・安心な活動の場を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や交流活動の機会を提供するもの
	放課後子ども教室との一体的な実施	放課後子ども教室が実施するプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう
や	夜間人口	ある地域に定住している人口（夜間人口）と、ある地域に就業・通学している人口（昼間人口）がある
	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

索引	用語	説明
ら	労働力率	労働力人口は、就業者及び失業者の合計で、働く意志のない学生や家庭の主婦などを除いた働くことができる人の人数で、労働力率は総人口に占める労働力人口の割合
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活のバランスを取り、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 子どもの権利を守る責務及び役割（第4条―第8条）

第3章 子どもの支援に関する市の基本的な施策（第9条―第13条）

第4章 情報提供及び検証体制（第14条―第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持っています。

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、登米市の「宝」です。

子どもは大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育みます。また、自ら気づき、考え、行動することにより、多くのことを学ぶことができます。そして、経験することを通して、生きる力を育みます。

水と緑の豊かな自然に囲まれたこの地において、子どもの健やかな成長と子育てを支援することは未来への投資でもあり、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を考え、子どもに関わる全ての者が一体となって子育てに取り組む必要があります。

このことから、基本理念を明らかにし、一人ひとりが自らの役割を認識し行動することにより、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を願い、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、登米市（以下「市」といいます。）において、子どもや子育てを取り巻く環境が多様化する中、子ども・子育て支援の推進に関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者それぞれの責務及び役割を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することで、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1） 子ども 18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいいます。
- （2） 保護者 親及び里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- （3） 市民等 市民並びに市内において市民活動を行う個人及び団体をいいます。

- (4) 学校等関係者 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等その他子どもが学び、及び成長することを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいいます。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び団体をいいます。
- (6) いじめ等 いじめ、虐待、体罰、差別、偏見等子どもの心身に重大な影響を及ぼすものをいいます。
- (7) 協働 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの果たすべき責務及び役割を認識し、互いに協力して取り組むことをいいます。

(基本理念)

第3条 子どもが教育の機会を確保され、成長段階に応じた学びや遊びなどを通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備していきます。

- 2 子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、子どもがいじめ等に悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権を尊重していきます。
- 3 子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身につけることにより、他者の人権を尊重し、次代の社会を担うことができるよう支援していきます。
- 4 子どもや子育て家庭への支援は、協働して継続的に行っていきます。

第2章 子どもの権利を守る責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもへの支援に関する総合的かつ計画的な施策を、国、県、他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、実施していきます。

- 2 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行っていきます。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる居場所となるよう、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、より良い家庭環境をつくるよう努めなければなりません。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めます。

(学校等関係者の役割)

第7条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学ぶことができるよう子どもへの必要な支援に努めます。

- 2 学校等関係者は、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健全な成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めます。

- 2 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育てを両立することが可能となるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の確保に努めます。

第3章 子どもの支援に関する市の基本的な施策

(子どもの成長への支援)

第9条 市は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立していくことに繋がる施策を検討し、関係機関等と連携を図り、事業の実施及び改善に努めます。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子どもとその家族への支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談することができる総合的な相談の体制を構築していきます。

- 2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するための事業の実施及び改善に努めます。

(支援が必要な子どもへの支援)

第11条 市は、障がい、いじめ等、不登校、経済的困難、家庭環境等により支援を必要とする全ての子どもに対して、その状況に応じ、関係機関等と連携し、必要な支援を行っていきます。

- 2 市は、関係機関等と連携し、いじめ等の防止及び早期発見に取り組んでいきます。

(家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第12条 市は、様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、協働して子どもが安心して生活することができるための必要な支援を行っていきます。

(切れ目のない支援)

第13条 市は、市民が安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産並びにその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を検討し、事業の実施及び改善に努めます。

第4章 情報提供及び検証体制

(子どもへの分かりやすい情報提供)

第14条 市、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深め必要な支援を受けることができるよう、必要な情報を分かりやすく伝えるよう努めます。

(意見表明や社会参加の促進)

第15条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会

を設けるよう努めます。

- 2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明等の社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めます。

(広報及び啓発)

第 16 条 市は、子どもへの支援に関する関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行っていきます。

(調査検証等)

第 17 条 市は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、調査、検証及び見直しを行うため、登米市子ども・子育て会議条例（平成 25 年登米市条例第 44 号）に規定する登米市子ども・子育て会議の意見を聴くものとします。

第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行します。

○登米市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 17 日

条例第 44 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、登米市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主
- (3) 労働者
- (4) 子育て支援を行う団体の関係者
- (5) 社会福祉関係団体の関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 子育て会議は、必要があると認められるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和5年3月31日条例第19号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

登米市子ども・子育て会議委員名簿

No.	委員区分	所属等	氏名	備考
1	学識経験のある者	登米市特別支援教育連携協議会 委員長	千葉 道 夫	会長
2	教育関係者	認定こども園さくら幼稚園 園 長	片 岡 大 助	副会長
3	子どもの保護者	豊里こども園保護者会 会長	佐々木 良	認定こども園保護者
4	子どもの保護者	東和児童クラブ利用者	千 葉 麻衣子	放課後児童クラブ利 用保護者
5	子どもの保護者	南方子育て支援センター利用者	小 林 扶貴子	南方子育てサポート センター利用者
6	事業主	村上電業株式会社代表取締役	村 上 正 弘	(社)宮城県経営者協会 登米支部推薦
7	労働者	株式会社高田商店	及 川 成 美	(社)宮城県経営者協会 登米支部推薦
8	子育て支援を行う 団体の関係者	子育てボランティアサークル 「遊ぼう津山っ子」代表	須 齋 香 織	ボランティアサーク ル
9	社会福祉関係 団体の関係者	社会福祉法人恵泉会 常務理事	佐 藤 吉 春	
10	社会福祉関係 団体の関係者	登米市地方保育所協議会 会長	小野寺 千 香	
11	社会福祉関係 団体の関係者	登米市民生児童委員協議会 主任児童委員 部会長	河 内 正 治	
12	社会福祉関係 団体の関係者	ゆりかご保育所 所長	佐々木 浩 子	

○登米市子ども・子育て支援本部設置要綱

平成 25 年 6 月 13 日

訓令第 15 号

改正 平成 25 年 8 月 16 日訓令第 23 号

平成 27 年 4 月 1 日訓令第 24 号

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 17 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 5 号

令和 2 年 3 月 31 日訓令第 7 号

令和 3 年 10 月 8 日訓令第 19 号

令和 6 年 4 月 1 日訓令第 ○号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定による登米市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定による登米市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、かつ、事業計画及び行動計画に定める施策を推進するとともに、子どもに関する施策を推進するため、登米市子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 支援本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画の策定及び当該事業計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 行動計画の策定及び当該行動計画の総合的な推進に関すること。
- (3) 事業計画及び行動計画（以下「事業計画等」という。）に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (4) 子どもに関する施策の総合的な推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業計画等の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 支援本部は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、支援本部の事務を統括し、支援本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 支援本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(幹事会)

第6条 支援本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 事業計画等の策定及び推進に関する企画立案並びに関係部局との連絡調整に関すること。

(2) 子どもに関する施策の企画立案及び関係部局との連絡調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業計画等の策定及び推進に関し必要なこと。

4 前2条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、第4条第1項中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「支援本部」とあるのは「幹事会」と、同条第2項中「副本部長」とあるのは「副幹事長」と、「本部長」とあるのは「幹事長」と、第5条中「支援本部」とあるのは「幹事会」と、「本部長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の委員は、幹事長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 支援本部及び幹事会の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年6月20日から施行する。

(登米市次世代育成支援対策推進本部設置要綱の廃止)

2 登米市次世代育成支援対策推進本部設置要綱(平成18年登米市訓令第3号)は、廃止する。

附 則(平成25年8月16日訓令第23号)

この訓令は、平成25年8月16日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第24号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第17号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月8日訓令第19号)抄

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長
	まちづくり推進部長
	市民生活部長
	産業経済部長
	建設部長
	教育部長
	医療局経営管理部長
	上下水道部長

別表第 2（第 6 条関係）

幹事長	市民生活部長
副幹事長	福祉事務所長、少子化対策推進監
幹事	まちづくり推進部市民協働課長
	市民生活部市民生活課長
	市民生活部健康推進課長
	福祉事務所生活福祉課長
	産業経済部地域ビジネス支援課長
	教育部生き生き学校支援室長
	教育部生涯学習課長
	医療局経営管理部経営企画課長

登米市福祉事務所子育て支援課

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電 話:0220-58-5562

FAX:0220-58-2375